

夢を実現する第一歩のために

2025年4月号

ミツヒロニュース



新年度がはじまりました。新しい気持ちで過ごしていきましょう。令和6年より生前贈与加算の対象期間が3年以内から7年以内に変更され、その間の贈与は相続財産に加算されます。超・高齢社会の相続を賢く乗り切るための対策の一つとして相続人以外の人に贈与する方法がありますが、自分の子供に贈与がしたい場合には相続時精算課税制度を活用しましょう。年間110万円までは亡くなる直前まで非課税となります。相続税としては11万円～55万円ほど軽減できます。相続税対策としてのふさわしい贈与をお考えの方は、当事務所までご相談ください。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇遺産分割に関する新たなルールの導入
- ◇令和9年3月末 約束手形が利用廃止される!!
- ◇オフィス改修工事のお知らせ
- ◇あとがき
「クリエイティブAIがもたらす未来」



遺産分割に関する新たなルールの導入

相続開始後10年を経過しても分割がされない不動産は、原則として「法定相続分」または「指定相続分」によって登記がされます。これ以後は、遺産分割しても変更できません。

1. 相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日施行）

◆相続登記の申請義務の内容◆

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを**知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。

また、遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、遺産分割の内容に応じた登記の申請をしなければなりません。

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ！



いずれの場合も、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。なお、期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合には、相続人申告登記により簡易に義務を履行することもできます。

<令和6年4月1日より前に相続した不動産について>

相続登記がされていないものについては、義務の対象になります。この場合、令和9年3月31日までに相続登記の申請をしなければなりません（不動産を相続で取得したことを知った日が令和6年4月以降の場合は、その日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。）。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. 相続人申告登記（令和6年4月1日施行）

自らが登記簿上の所有者の相続人であること等を期限内（3年以内）に登記官に申し出ることによって、義務を履行することができます。登記官は、所要の審査をした上で、申出をした相続人の氏名・住所等を職権で登記に付記します。

<メリット>

- ・ 特定の相続人が単独で申出可（他の相続人の分も含めた代理申出も可）
- ・ 申出手続（オンラインでも可）において、押印・電子署名は不要
- ・ 法定相続人の範囲・法定相続分の割合の確定が不要（提出書類も少ない）
- ・ 非課税

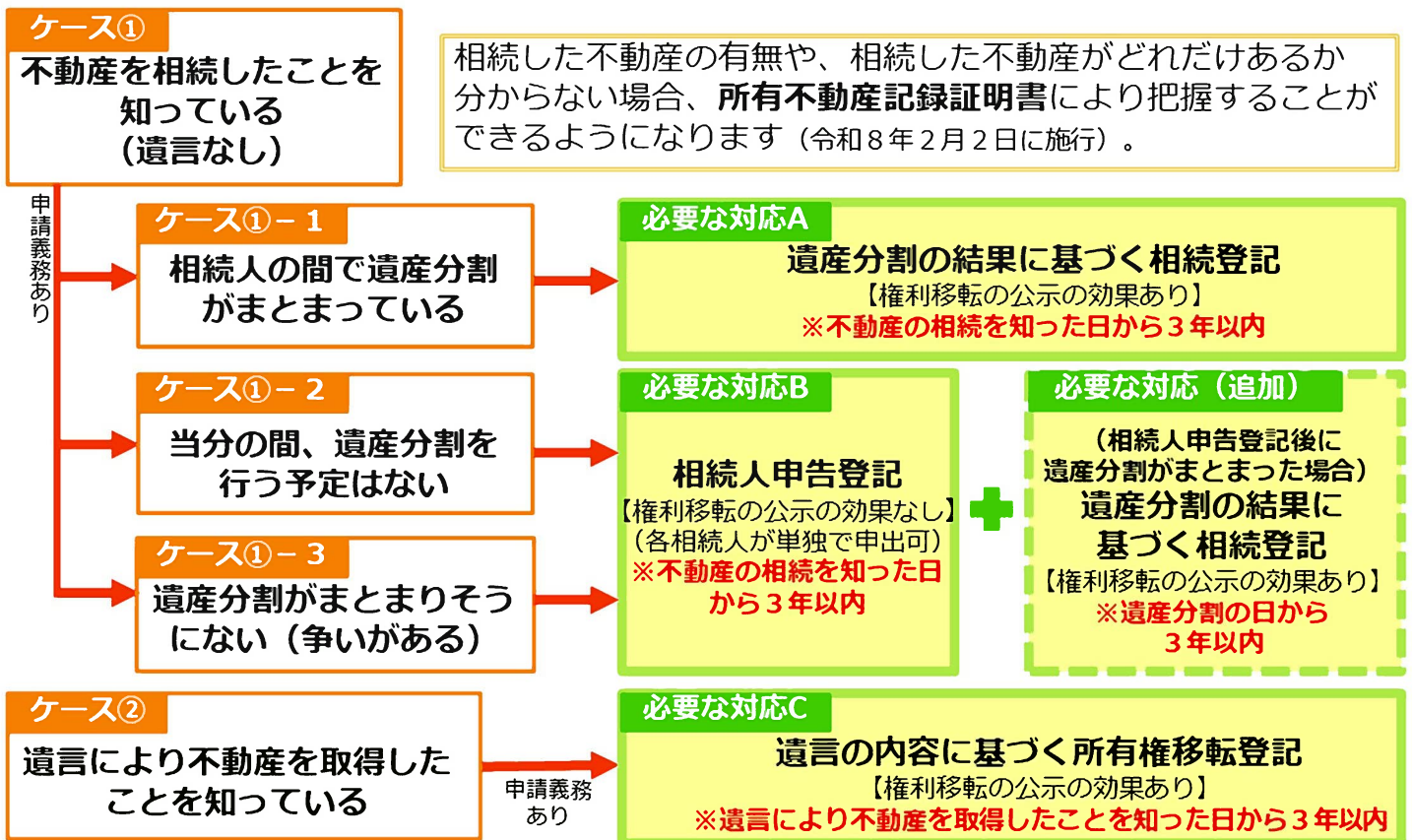


<留意点>

- ・ 遺産分割に基づく相続登記の申請義務を履行することはできません。
- ・ 不動産についての権利関係を公示するものではないため、相続した不動産を売却したり、抵当権の設定をしたりするような場合には、別途、相続登記の申請をする必要があります。

※このような留意点があることから、相続人申告登記は、直ちに遺産分割や相続登記の申請をすることが難しい場合などに、義務を果たすために利用いただくことが想定されます

3. 相続登記の申請義務化 対応フローチャート



（注）このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです。



4. 遺産分割に関する新たなルールの導入（令和5年4月1日施行）

相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難になります。

また、遺産分割をする際には、法律で定められた相続分（法定相続分）等を基礎としつつ、個別の事情（例えば、生前贈与を受けたことや、療養看護等の特別の寄与をしたこと）を考慮した具体的な相続分を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過するうちに具体的な相続分に関する証拠等がなくなってしまい、遺産分割が難しくなるといった問題があります。

そこで、遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進する仕組みが新たに設けられました。

◆長期間経過後の遺産分割のルール◆

被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、**具体的な相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行う**こととされました。

※新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されますが、次のように施行時から5年間の猶予期間が設けられます。

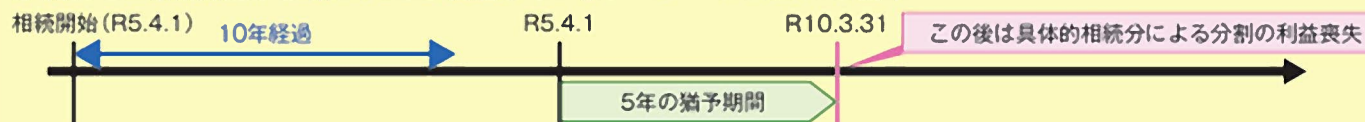
ex.法定相続分



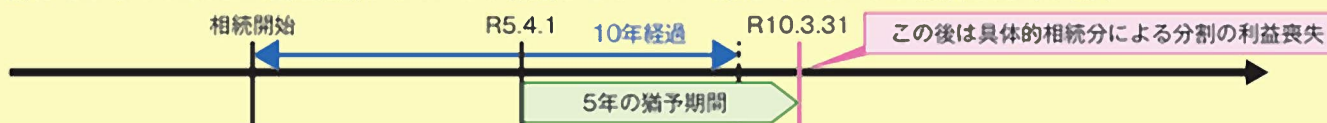
ex.具体的相続分



① 施行時に相続開始から既に10年を経過しているケース…R10.3.31が基準



② 施行時から5年以内に相続開始から10年を経過するケース…施行時から5年を経過した時が基準



5. 改正法の影響

相続が発生して分割ができていない不動産はありませんか？

(1) 相続からすでに10年以上たっている場合

令和10年3月31日までに分割ができ、登記をしなければ法定相続分の割合で登記がされます。登記をされると、それ以後土地の売却等をする場合には相続人全員の合意がないとできないので、注意が必要です。

(2) 令和10年3月31日までに相続から10年経過する場合

上記と同様令和10年3月31日までに分割ができ、登記をしなければ法定相続分の割合で登記がされます。

(3) 平成31年4月1日以後に相続となった場合

その10年後までに分割がされない場合には、法定相続分の割合で登記がされます。

【例外】

① 10年経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき。

② 10年の期間満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由（※）が相続人であった場合において、当該事由消滅時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき。

※被相続人が遭難して死亡していたが、その事実が確認できず、遺産分割請求をすることができなかった等。

③ 10年を経過し、法定相続分等による分割を求めることができるにもかかわらず、相続人全員が具体的な相続分による遺産分割することに合意したケースでは、具体的な相続分による遺産分割が可能です。



令和9年3月末 約束手形が利用廃止される!!

先日、広島銀行から「手形・小切手の発行受付の終了のご案内」がありました。令和8年3月31日で手形・小切手の発行受付を終了します。政府としても、令和9年3月末日まで手形・小切手機能の全面的な電子化の方針を示しています。

1. 令和8年までに約束手形が利用廃止される!



令和9年3月末まで全面的な電子化の方針を示す

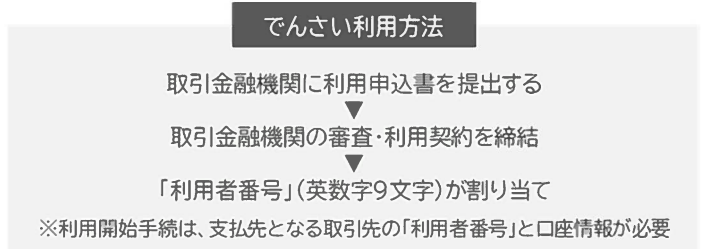
電子化活用のメリット			
	業務負担軽減	現物管理不要 リスク低減	コスト削減
支払側	手形の発行や郵送作業などの事務負担軽減	ペーパーレス化により紛失・盗難、災害などの心配がない	郵送料や手形帳代金不要
受取側	WEB取引完結	入金期日に自動入金される	領収書不要

さらに、今後は電子記録債権やインターネットバンキングによる振込に移行にしていって動きがあります!

2. 約束手形の廃止に伴う代替案「でんさい」とは?

事業者の資金調達の円滑化などを図るべく創設された「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称:でんさいネット)が取り扱う電子記録債権です。紙の手形の問題点を克服した金銭債権として多くの企業が活用しています。

支払側	受取側
<ul style="list-style-type: none">✓ ペーパーレスだから手続きが楽!送付費用もゼロ✓ 印紙税は課税されません✓ 支払手段の一本化で効率的	<ul style="list-style-type: none">✓ ペーパーレスだから保管も不要✓ 必要な分だけ分割して譲渡や割引ができる✓ 入金期日に自動入金されるので取引手続き不要✓ 債権を有効活用でき資金繰りに役立てれる



中小企業にとって、安全な回収、短期サイトの実現、コスト削減に向けた対策は重要です。令和8年の約束手形廃止に向けて、今のうちに電子化を検討してみましょう!

参考文献: ■法務省 HP ■経営革新等支援機関



オフィス改修工事のお知らせ

平素より大変お世話になっております。

このたび、オフィスの改修工事を行います。工事期間中、皆さまにはご不便ご迷惑をお掛けいたしますが、ご容赦の程よろしくお願い申し上げます。

工事期間 4月10日(木)~15日(月)



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

あしがき 和田です。最近 X(旧ツイッター)で使うことのできる対話型 AI の Grok を利用しています。世界観や大まかなストーリーを指示すると小説を書き上げてくれます。文量を増やしてと指示したら、内容を掘り下げてくれますし、Grok が書き上げた展開にインスピレーションを受けたりもします。数年前までは AI はクリエイティブなことは苦手とされていたと思いますが、AI もここまで来たかと思いました。そのうち、オーダーメイドで作品を書き上げるようなサービスが出てくるかもしれないと思うと楽しみでなりません。



弊社のHPはこちら!

